

仙台市介護保険審議会 地域密着型サービス運営委員会（第14回会議）

日 時：平成21年3月25日（水）
午後4時00分～5時10分
場 所：市役所本庁舎2階 第5委員会室

次 第

- 1 開 会
- 2 報 告
 - (1) 地域密着型サービス事業所の休止・廃止について
 - (2) 地域密着型サービス等事前協議事業者の決定の辞退について
 - (3) 小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型通所介護の公募結果について
 - (4) 夜間対応型訪問介護実施事業費補助事業者の応募について
 - (5) 小規模多機能型居宅介護及び夜間対応型訪問介護の周知について
- 3 議 事
 - (1) 地域密着型サービス事業者の指定について
 - (2) 地域密着型サービス事業者の指定更新について
 - (3) 小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型通所介護の募集方法の変更について
 - (4) 地域密着型サービスの介護報酬改定について
- 4 その他
- 5 閉 会

資 料

- 資料1 地域密着型サービス事業所の休止・廃止について
資料2 地域密着型サービス等事前協議事業者の決定の辞退について
資料3 小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型通所介護の公募結果について
資料4 夜間対応型訪問介護実施事業費補助事業者の応募について
資料5 小規模多機能型居宅介護及び夜間対応型訪問介護の周知について
資料6 地域密着型サービス事業者の指定について
資料6 - 1 ~ 5 地域密着型サービス事業者指定に係る事業概要
参考資料1 ~ 5 事業所位置図，平面図及びパンフレット
資料7 地域密着型サービス事業者の指定更新について
参考資料6 実地指導の実施状況について
資料8 小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型通所介護の募集方法の変更について
資料9 平成21年度介護報酬改定の概要（地域密着型サービス）

仙台市介護保険審議会 地域密着型サービス運営委員会（第14回会議）議事録

日時：平成21年3月25日(水) 16:00～17:10

場所：市役所本庁舎2階 第5委員会室

<出席者>

【委員】

赤松實委員・石原祥行委員・小林誠一委員・小松洋吉委員・佐藤恵美子委員・
徳永重良委員

以上6名，五十音順（青沼清一委員・大内修道委員・辻順子委員・
原納歌子委員 欠席）

【仙台市職員】

南方保険高齢部長・岩城高齢企画課長・會田介護保険課長・小島青葉区障害高齢課主幹
兼介護保険係長・大友宮城野区障害高齢課介護保険係長・佐藤若林区障害高齢課長・津
田太白区障害高齢課介護保険係長・好井高齢企画課施設係長・庄司介護保険課管理係
長・古山介護保険課介護保険係長・高橋介護保険課指導係長

（草苅泉区障害高齢課長 欠席）

<議事要旨>

1. 開会

会議非公開の確認 異議なし

議事録署名委員については 石原委員を指名 石原委員了承

2. 報告

(1)地域密着型サービス事業所の休止・廃止について

・岩城高齢企画課長より説明（資料1）

(2)地域密着型サービス等事前協議事業者の決定の辞退について

・岩城高齢企画課長より説明（資料2）

(3)小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型通所介護の公募結果について

・岩城高齢企画課長より説明（資料3）

(4)夜間対応型訪問介護実施事業費補助事業者の応募について

・岩城高齢企画課長より説明（資料4）

(5)小規模多機能型居宅介護及び夜間対応型訪問介護の周知について

・岩城高齢企画課長より説明（資料5）

委員長： 事務局から説明のあった5件の報告内容について、意見等あるか。
委員： 資料4の夜間対応型訪問介護で応募してきた事業者は、現在夜間対応型訪問介護を実施している事業者とは別の事業者か。
事務局： 別の事業者である。
委員： 地元の事業者か。
事務局： 地元の事業者である。
委員長： そのほか事務局からの説明の内容について、意見等あるか。
(意見等なし)

3. 議事

(1)地域密着型サービス事業者の指定について

・岩城高齢企画課長より説明(資料6, 資料6-1~5, 参考資料1~5)

新規指定の事業者について、現地調査を実施しており、いくつか指摘事項があったが、概ね改善され、体制を整備しているところである。指定予定日はいずれも4月1日となっているが、最後の事業者については、管理者が4月1日に他法人から転職してくるということであり、運営面、介護スタッフとの意思疎通等を考えると、4月1日からの開所には体制が整わないと考えられる。当該事業者側からは、2週間ほど研修等を行った上で4月中旬頃に開所したいとの話がきている。本市としては、研修の状況や、運営体制が整備されたことを確認の上、指定したいと考えている。

委員長： 最後の事業所は、開所が4月1日より遅れる可能性があるということか。
事務局： そのように考えている。
委員長： 調査の結果、著しく基準から外れているような部分はあるのか。
事務局： 設備面で、苦情受付箱の設置、ドアの指はさみ防止ストッパーの設置や、地震対策のための家具の固定といった軽微な指示事項はあったが、概ね対応済みであり、再度対応状況を確認のうえ、指定したいと考えている。
委員： 群馬県の有料老人ホーム火災の例もあるので、くれぐれもそのようなことが起こらないように、そうした点も念頭において設備面をチェックしていただきたい。
事務局： 群馬県の火災は大変残念な事故であったが、平成21年4月に改正消防法施行令が施行となり、275㎡以上のグループホームについては、スプリンクラー設置義務が課せられることとなっている。ただし、3年の経過措置があり、その期間内に設置することとなっているが、グループホームのスプリンクラー設置について新年度から2カ年の計画で、助成を行い、整備の促進を図りたいと考えている。
委員： 消火設備の設置状況や避難経路の確保については、消防でチェックするほかに指定時にも別にチェックするのか。その辺の連携はどうなっているのか。
事務局： 消防法上の設備の基準については、全て消防署の管轄となっている。指定時の確認としては運営の関係、処遇面ということで、例えば避難訓練をきちんと実施しているか、避難誘導ができるか、という部分を見させていただいている。

委員： 消防法上の要件がクリアされているかどうかは確認のうえ、指定しているのか。

事務局： 建築確認がおりているので、消防法上はクリアされていると認識している。

委員： 今回の群馬県の火事の際、近くの施設の方や、地域の方が応援に駆けつけたりと、バックアップの体制があったようなのだが、こういった施設の場合、非常時の地域住民の協力体制といったものは、どうなっているのか。夜勤が一人体制だったりすると、夜間の避難はかなり難しいだろう。地域密着型サービスというだけあって、地域住民との連携が必要と考えられるが、その辺のシステムはどうなっているのか。

事務局： 夜間の体制と地域の連携についてであるが、昨年、有料老人ホーム「六郷の杜」で夜間に火災があったのだが、やはり避難は大変であった。避難の際には地域の方にずいぶんお世話になった。また、近くの特養が非常に協力的で、焼け出された入居者を夜中であるにもかかわらず全員受け入れてもらい、食事の提供も受けることができた。最終的には、軽く煙を吸った人はいたが、一人の死者も出さず、大きな事故にならずに済んだ。このことから、地域との連携や周辺施設との連携は非常に重要であると認識している。

仙台市としても、こういった施設を作る時にはまず、地域の方々に説明会をしていただくことを前提としている。また、作った後も、医療機関との連携だけではなく、地域に受け入れていただく、理解をしていただくように常日頃から連携をきちんと図るようという指導をしているところであるが、今の委員のご指摘も踏まえて、なお一層の指導をしていきたい。

委員： 特養だとボランティアの受け入れがあるようだが、地域密着型サービスにおいても、同様にボランティアを受け入れたらということはあるのか。

事務局： 日中は受け入れていると思うが、夜間帯はなかなか難しいと思われる。平成18年になるが、長崎県のグループホームで7人亡くなられた火事があり、それを契機にグループホームはスプリンクラーをつけるようにと、消防法が改正になった。夜間のボランティアは難しいので、やはり常日頃からの地域との連携が大切であると思われる。

委員長： ほかに質問等ないか。異議等なければ承認としてよろしいか。

(異議等なし)

(2)地域密着型サービス事業者の指定更新について

・岩城高齢企画課長より説明(資料7,参考資料6)

委員長： 事務局より、2事業者の指定の更新について説明があった。これらの指導事項については改善されているのか。

事務局： 資料には主な改善指示事項ということであげているが、いずれの事項についても全て改善報告は提出されており、改善結果も確認している。

委員長： ほかに質問等ないか。異議等なければ承認としてよろしいか。

(異議なし)

(3)小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型通所介護の募集方法の変更について

・岩城高齢企画課長より説明（資料5）

委員長： 募集方法の変更について事務局より説明があった。年4回随時募集に変更と
いうことである。応募する側からすれば大変いい方法と思われるが、なにか意
見等あるか。

委員： グループホームの募集方法には変更はないのか。

事務局： グループホームについては、次期計画の中間報告案で270人分整備として
おり、応募の状況は低調ではないと考えられることから、時期を区切って募集
したいと考えている。

委員： 小規模多機能と認知症デイはどうして低調なのか。何がネックになっている
のか。

事務局： 仮に小規模多機能ということでお話すると、やはり新しいサービスである
ということが一番大きい。事業者については、モデルケースが少ないということ
があるし、利用者側にとっては、実際のサービスの現場を見ることがなく、
いざ自分が利用しようとしても、なかなか一歩が踏み出せないといったことが
ある。現在開所しているサービス事業所についても、当初の想定より登録者が
少ないという状況があり、採算性の面においても課題があると思われる。そう
した部分については、次の議題である介護報酬改定の中にいくつかの措置が盛
り込まれている。また、仙台市で小規模多機能の周知用DVDを作成している
が、行政側でもサービスの周知促進に努めていくことで、より参入しやすい環
境づくりを進めていきたいと考えている。

委員： 通所介護とグループホームは併設できると思うが、併設して両方やっている
ところは多いのか。通所はやらないという方が多いのか。

事務局： 以前お話ししたこともあるが、従来認知症の方は、通常の一般デイを利用し
ていただいていた。そこに新しく認知症の方専用の認知症デイという形態がで
きたのだが、何う話によると、認知症の方に対するメニューだけというものな
かなか難しいらしい。また、グループホームとセットでというが、デイサービ
スのエリアをグループホームとは別に作らなければならない、そこに認知症の方
だけに特化したデイを作るということが、報酬上効率的かという課題もある。

委員長： ほかに質問等ないか。異議等なければ承認としてよろしいか。

（異議なし）

(4)地域密着型サービスの介護報酬改定について

・會田介護保険課長より説明（資料9）

委員長： 事務局から説明のあった内容について、質問等あるか。

委員： 認知症デイの若年性認知症利用者受入加算の、受け入れた若年性認知症利用
者ごとに個別の担当者を定めることとあるが、この個別の担当者というのは何
をどのくらいする方を指すのか。

事務局： 計画上、決まった方が若年性認知症利用者を担当すると位置づけられていれ

ばいいとされている。個別にその方の状況をよく把握されている方が対応できるような体制を組んでいただくというものである。

委員： 1単位とは、1円ということだったか。

事務局： 1単位は概ね10円なのだが、地域区分があり、資料のそれぞれの項目の最後に「その他」ということで仙台市における単価を載せている。実際の計算では1単位に、10.28円や10.23円をかけることとなる。

委員： 今回の改定で問題はかなり解消されるのか。

事務局： 正直なところ、各事業者団体の様々な資料を見ると、評価している部分、評価していない部分、様々あるようである。実際にいろいろな体制を組んでいただいた場合に算定できるというものであり、各事業者さんのご努力という部分も当然ある訳で、職員を多く採用したり、よりよいケアをされる場合について、加算するという仕組みなので、各事業者さんはぜひ加算を取れるような体制を作っていただきたい、というのが今回の報酬改定の狙いでもある。

委員： 産業雇用政策課題で、物を作る分野に人材が集中して、福祉や医療の分野については依然として人材不足という不均衡がある。そうした問題が指摘されている中で今回の改定があるわけだが、こういった不均衡はかなり改善されるのか。

事務局： 現在の厳しい経済情勢の中で、福祉の分野は雇用の受け皿としての機能が期待されている。一方、福祉の分野側からすると、人材を少しでも確保したい、定着させたいという思いがある。これまで処遇面で、福祉分野は一般産業よりも給与面等で労働条件が低いという状況があったので、今回の報酬改定により一定の改善になるだろうと考えている。

事務局： 人離れしているというのは、社会情勢、経済情勢が要因となっていることもあるが、必ずしも給料面だけとはいえない。夜勤の負担が大きい、例えば回数が多いとか、まかせっきりにされてしまうという原因もあるので、今回の改定は給料の改善にも効果はあるが、そのほか夜勤体制での加算もあることから、そうした側面からも効果はあると考えている。ただ、実際には改定してみて、国が事業者の実態調査をし、そこでどのような結果が出るかを見てみなければわからないという部分はあるかと思う。

報道では賃金2万円を上げるという話だけを取り上げているが、その部分だけが一人歩きしてしまっている。事業者の方々には、改定の趣旨に沿って介護職員の処遇を改善していただきたいと、お願いし続けていく。

委員長： ほかに意見等ないか。

委員： いわゆる宅老所のことなのだが、小規模多機能型に移行するとか、指定を受けるように指導するということが全国的に行われているようである。都道府県によっても差があるようだが、制度ができた以上はそちらに移行するのが望ましい、指定を受けるのが望ましいという考え方なのか。中には従来のまま、柔軟ないい面を、そのままの形で残したいという希望を持っているところもあるようなのだが、国の方針なりで、小規模多機能型にしたり、指定を受けるように指導をしているのが実情なのか。

事務局： 昔、ボランティアの方が、近所の高齢者の方々を集めてお世話するところを

宅老所と呼んでいた。そこで泊まりもするようになり、徐々に閉鎖的になってきて、中で何をしているのか分からない、虐待の恐れがあるのではという課題も言われるようになった。

もともと有料老人ホームとは、老人福祉法の規定で10人以上の高齢者を入居させ、食事の提供を行っているところを指していた。ところが、様々な形態の施設が乱立し、千葉の小さな施設で利用者に手錠をかけていたという事件が起こったことなどもあり、法の枠では捉えきれない小さい施設をどうやって指導・監督していくのかという話になった。これを受けて老人福祉法が改正となり、従来の10人以上という人数要件を撤廃し、1人以上預かってサービス提供をすれば有料老人ホームとして届出が必要とし、その中で指導できる仕組みとなった。仙台市においても、該当するところは届け出てくださいということをお知らせする機会を捉えて言っているが、そうした施設がどこに、どれくらいあるのかということが行政側では把握しようがないのが実情である。

今回群馬県で事件になった施設は、近所からの苦情や心配ごとの相談で情報があったため、群馬県も墨田区も把握はしていたようだが、仙台市にももしかしたら、そういったところがあるかもしれない。しかし情報がないとなかなか把握もできないため、そうした情報が入ったら、速やかに市に連絡を頂くように、地域包括支援センターなどをお願いをしている状況である。

委員： 宅老所や有料老人ホームなど、形態は様々なだろうが、型にはまらない、いいサービスを提供しているところも中にはあるだろう。そもそも今の制度のモデルになったようなところもかなりあるのだろうと思われる。

事務局： 介護保険法で指定を受けるのは65歳以上、若しくは40から64歳で16の疾病が元で介護認定を受けた方を受け入れる施設ということになるが、若年者の病気の方で、介助が必要な方もたくさんいらっしゃる。そうした、障害者自立支援法でも介護保険法でも救えない、狭間の方たちが実際にいらっしゃることは事実で、加えてそうした方々にご家族の介助力もないとなると、そういう施設をお願いをしなければならぬという現実もあり、それを知ってて一生懸命やってくださっているところもある。だから、そういったところをつぶすようなことがあってはならない。かといって、今回の群馬のような事件を起こすようなことがあってもならない。

委員長： ほかに何か意見等あるか。なければ、議事は終了させていただく。
(意見なし)

4. その他

小規模多機能型居宅介護周知用DVD上映(約18分)

次回開催について、事務局より説明

日程は委員長と相談の上、後日文書で連絡する。

5. 閉会